

以下の育英資金家計基準により算出される「認定所得金額」が、「所得基準額」以下となる方が貸与の対象となります。

## 育英資金家計基準

### 1 所得基準額

所得基準額は、次の「所得基準額表」の世帯人員（申込者本人を含む同一生計を営む者の人数）に対応する額とする。

所得基準額表

世帯人員	所得基準額
2人	282万円
3人	328万円
4人	355万円
5人	382万円
6人	402万円
7人	422万円
8人	442万円

※9人以降は1人につき20万円を加算

### 2 認定所得金額

認定所得金額は、下記3の所得金額（父母等の所得金額の合計）から下記4の特別控除額を控除した金額とする。

### 3 所得金額

所得金額は、父母等の所得の種類により、次の①及び②により算定した額を合計した額とする。  
(父母それぞれ算定し、1万円未満は切り捨てる。)

#### ①給与所得の場合 【所得金額=以下の表により算定される額】

収入金額	所得金額
330万円未満	0円
330万円以上 401万円未満	収入金額×0.8 - 263万円
401万円以上 879万円未満	収入金額×0.7 - 223万円
879万円以上	収入金額 - 486万円

#### ②給与所得以外の所得の場合 【所得金額=収入金額-必要経費】

#### 4 特別控除額

特別控除額は、次の特別控除額表の事由に対応する控除額を合計した額とする。

特別控除額表

事由		特別控除額		
就学者分控除 (本人を除く 就学者 1 人に つき)		小学校 8 万円		
		中学校 16 万円		
		自宅通学	自宅外通学	
高等学校	国公立 28 万円	47 万円		
	私 立 41 万円	60 万円		
高等専門学校	国公立 36 万円	55 万円		
	私 立 60 万円	80 万円		
大学	国公立 59 万円	102 万円		
	私 立 101 万円	144 万円		
専修学校高等課程	国公立 17 万円	27 万円		
	私 立 37 万円	46 万円		
専修学校専門課程	国公立 22 万円	62 万円		
	私 立 72 万円	112 万円		
	本人分控除		国公立 28 万円	47 万円
			私 立 41 万円	60 万円
大学	国公立 28 万円 + 授業料	72 万円 + 授業料		
	私 立 44 万円 + 授業料	87 万円 + 授業料		
専修学校専門課程	国公立 20 万円 + 授業料	60 万円 + 授業料		
	私 立 37 万円 + 授業料	76 万円 + 授業料		
	母子・父子世帯		49 万円	
	障がい者		1 人につき 86 万円	
	長期療養者		療養のため経常的に特別に支出した年間金額	
	家計支持者の別居		別居のため特別に支出する家賃・光熱水費等の年間金額（71 万円を上限とする）	
	火災・風水害等による被害		収入減又は支出増となった年間金額	

※長期療養者、家計支持者の別居、火災・風水害等による被害に係る特別控除額については、それぞれ 1 万円未満を切り上げる。

※本人分控除欄の「授業料」とは、貸与開始時において在学している学校の授業料年額（入学金、施設整備費、実習費等を除く。）である。